

忘れずに！  
お早めに！

# 税の申告と納税

## 所得税の確定申告・住民税申告は2月18日～3月17日 消費税と地方消費税は3月31日までに

確定申告は、前年1年間の所得に対する所得税を精算する手続です。申告の受付は2月18日(月)から3月17日(月)までです。期限間際は大変混雑しますので、申告はお早めに。住民税(個人市県民税)の申告も併せて受け付けます。個人事業者の消費税・地方消費税の申告は、税務署で受け付けます。期限は3月31日(月)です。こちらにも忘れずに手続きしましょう。

### 申告受付・申告相談

2月18日(月)から3月17日(月)までの期間(土・日曜日を除く。)の午前8時30分～午後5時に、下記の会場で所得税の確定申告と個人市県民税の申告受付及び申告相談会を実施します。

また、和田山税務署でも、所得税の確定申告及び申告相談を受け付けます。

なお、和田山納税協会・近畿税理士会和田山支部の皆さんの協力で、「税理士による所得税に関する相談会」も午前10時～午後4時に下記のとおり実施されます。

### 所得税の確定申告が必要 な人

次のような人は確定申告

申告受付・相談会、税理士による相談会の日時と場所

地域	申告受付・申告 相談会開催日	税理士による 相談会開催日	開催場所
生野	2月18日 ～3月17日		生野庁舎裏1階会議室
和田山		2月26日(火) 2月27日(水)	和田山農業研修センター2階(市役所裏)
山東			山東庁舎1階市民室
朝来		3月4日(火) 3月5日(水)	朝来庁舎別館1階会議室

の必要があります。  
▼ 販売など個人で事業を営んでいる人や不動産収入

### がある人

- ▼ 給与を1か所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- ▼ 給与を2か所以上から受けている人
- ▼ 年金所得者のうち、所得税の納付が必要な人、(源泉徴収されていても税が不足する場合など)
- ▼ 土地、建物やゴルフ会員権などの資産を譲渡した人

※このほかにも必要な場合があります。

### 所得税の確定申告をすれば税金「所得税」が戻る人

次のような人で、源泉徴収された税金などが納め過ぎになっている人は、還付

を受けるための申告をすることができません。

- ▼ 多額の医療費を支払った人や公的団体など(別途定めあり)に寄付を行った人
- ※ 医療費控除を受ける人は事前に必ず各病院ごとに領収書を集計しておいてください。
- ▼ 住宅ローンなど(償還期間が10年以上など一定の要件あり)を利用してマイホームを取得した人や増改築を行った人
- ▼ 年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けていない人

平成19年分の所得税の納付は、3月17日(月)までにお願います。また、振替納税をすると、4月22日(火)に口座引き落としとなり、資金の準備に余裕ができます。

### 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告

個人で事業をしている人で、消費税の申告をしな

ればならないのは次のような場合です。

- ▼ 平成17年分の課税売上高が1千万円を超える場合
- ▼ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合

消費税及び地方消費税の申告と納税は、同時に1枚の申告書と納付書によって、納税地の所轄税務署長に対して行います。消費税及び地方消費税の申告期限と納税期限は、3月31日(月)までです。申告書を提出するときには、付表の添付も忘れなようにしてください。

また、振替納税を利用すると、4月24日(木)に口座引き落としとなります。

詳しくは、和田山税務署へお問い合わせください。

### 税制改正による変更点

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

税源移譲により、所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅ローン控除

